

発表事項

- 1 令和7事業年度後期高齢者医療特別会計予算、事業計画変更
- 2 令和8事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画
- 3 令和8事業年度審査支払会計収入支出予算
- 4 令和8事業年度保健医療情報会計収入支出予算
- 5 自動遷移ツール事案の再発防止策の進捗状況
- 6 令和7年12月審査分の審査状況
- 7 令和8年1月審査分の特別審査委員会審査状況

令和8事業年度事業計画の全体像

令和8事業年度事業計画 基本方針

D X 支払機構の円滑な立ち上げと医療 D X の本格的な展開

D X 支払機構の円滑な立ち上げ

- ▶ 新組織の立ち上げに向けた万全の準備
- ▶ 本部事務所の円滑な移転
- ▶ 基幹インフラ制度への医療分野の追加
- ▶ 運営会議等の医療 D X の推進体制等
- ▶ I T - B C P 訓練の実施

診療報酬改定 D X の推進

- ▶ 共通算定モジュールの運用開始
- ▶ 地単公費マスターの確実なメンテナンスと地方単独医療費助成事業の受託促進による現物給付化の推進
- ▶ 請求支援機能の開発の推進

全国医療情報プラットフォームの構築に向けた取組

- ▶ 電子カルテ情報共有サービスの全国運用開始
- ▶ 医療 D X 関連システムとのクラウド間連携開発の取組
- ▶ P M H 医療費助成システム等の移管及び P M H 関連システムへの対応
- ▶ 電子処方箋管理サービスの開発・運用

医療等情報の二次利用の抜本的強化

- ▶ レセプトデータ等の研究者等への提供の支援
- ▶ 電子カルテ情報 D B (仮称) の構築に向けた準備
- ▶ 保険者協議会への参加による地域の医療費適正化への具体的な貢献
- ▶ 保険者のデータヘルスへの貢献

医療 D X の基盤となるオンライン資格確認等システム等の安定的な運用

- ▶ 実施機関の廃止と D X 支払機構への権限の一元化
- ▶ 安定的な運用に向けたシステム改修等
- ▶ 医療 D X の取組に関する保険医療機関等への支援
- ▶ 保健医療情報の提供の充実

関係者との信頼に基づく審査支払機能の強化

自動遷移ツール事案の再発防止策の定着

- ▶ 審査の目標に係る趣旨の周知徹底
- ▶ システム運用上の対策
- ▶ 情報セキュリティ及びコンプライアンス意識の徹底
- ▶ 組織風土改革の推進
- ▶ 内部統制の実施
- ▶ 監査の実施

適正な審査事務・審査の体制の確保

- ▶ 目視対象レセプト件数に応じた審査事務センター(分室)等の職員の適正配置
- ▶ 若手職員育成のための人事ローテーションの実施
- ▶ 次期改選に向けた審査委員定数の検討
- ▶ 調剤レセプト審査の平準化と審査委員定数の検討
- ▶ 再審査事務の効率化と適正化に向けた取組
- ▶ 適正なレセプト提出に向けた支援等

審査実績の着実な向上に向けた取組

- ▶ 審査事務における審査の目標等と行動計画の策定及び確実な実行
- ▶ 審査の差異事例の検討・統一化
- ▶ 審査の差異の可視化レポートの実施
- ▶ 国保連との審査基準の統一
- ▶ 統一的なコンピュータチェックルールの設定
- ▶ 審査支払システムの診療報酬改定への対応

新たな審査支払システムの開発

- ▶ 国保との共同利用に対応した審査システムの開発
- ▶ A I の更なる活用の検討

医療 D X と審査支払の両方を担う組織基盤の強化

持続可能な人事戦略の推進

- ▶ 将来を見据えた組織体制と人員配置の検討
- ▶ 医療 D X を担う専門人材の採用強化
- ▶ 高等学校卒業者及び社会人等の多様な人材の採用

働きがいのある勤務環境の整備

- ▶ エンゲージメントを高める取組
- ▶ キャリアパス制度の拡充及び人材育成の推進
- ▶ 新たな人事評価制度の運用
- ▶ 職員による在宅審査事務の更なる推進に向けた検討
- ▶ 女性活躍推進及び次世代育成支援対策推進の取組
- ▶ ハラスメント防止に向けた取組強化
- ▶ 障害者の職場定着支援

中期的に安定的な財政運営

- ▶ 処理コストに応じた新たな手数料体系の導入に向けた検討
- ▶ 保有資産活用基本方針に基づく事務所移転売却計画等の実施

その他の業務運営に向けた取組

- ▶ 子ども・子育て支援納付金の徴収及び納付業務の適正な実施
- ▶ 医師手当事業に係る拠出金の徴収及び交付開始に向けた対応
- ▶ 災害発生時の事業の継続に関する取組

第1 基本方針

D X支払機構の円滑な立ち上げと医療D Xの本格的な展開

- ◆ 「医療法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）に基づき、従来の審査支払機能に加え、医療D Xに関するシステムの開発・運用を担う母体として「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」（以下「D X支払機構」という。）に改組する。この新組織の立ち上げに向けた準備に万全を期すとともに、医療D Xに関する取組を強力に推進する。
- ◆ 医療D Xの取組においては、共通算定モジュールは6月から本格運用を開始し、電子カルテ情報共有サービスは令和8年度冬頃に全国での運用開始を目指す。
- ◆ 研究者等に対するN D Bデータや被用者保険の統計情報の提供、保険者のデータヘルスへの貢献等、データの利活用の促進に積極的に取り組む。

関係者との信頼に基づく審査支払機能の強化

- ◆ 自動遷移ツール事案を踏まえ、関係者からの信頼を強固なものとするため、再発防止策の徹底、定着を図る。併せて、審査実績の向上基調を堅持するため、原審査の質に関する各種指標を総合的・多角的に分析・可視化する。
- ◆ 昨今の再審査請求件数の状況を踏まえ、事務の効率化に資するよう、引き続き業務処理の改善や再審査請求の精査等に関する保険者への訪問懇談等を行う。

医療D Xと審査支払の両方を担う組織基盤の強化

- ◆ 組織基盤の強化を図るため、即戦力となる専門人材を速やかに確保するとともに、積極的な高卒採用や高齢者の雇用等、多様なルートで戦略的な採用を行う。また、働きがいのある職場環境を充実させるため、職員のエンゲージメント向上に資する取組や在宅審査事務の更なる推進等、勤務制度の見直しを行う。
- ◆ コストに応じた新たな手数料体系等の中期的な財政運営の重要課題について、引き続き中期財政運営検討委員会の場で検討し、必要な対応を行う。

第2 DX支払機構の円滑な立ち上げと医療DXの本格的な展開

1 DX支払機構の円滑な立ち上げ

(1) 新組織の立ち上げに向けた万全の準備

- ◆ 新組織の円滑な立ち上げに向けて組織横断的な検討体制を設け、組織のガバナンス体制、審査支払運営委員会の専決事項等を含む各種定款変更等について検討を進め、国と緊密な連携を図りつつ、必要な準備を行っていく。

(2) 運営会議等の医療DXの推進体制等

- ◆ 組織の最高意思決定機関となる運営会議が定める方針に基づき、医療DX業務を柔軟かつ迅速に執行できるよう、理事長や新たに選任する医療情報化推進担当理事（CIO）等を中心とする機動的な業務推進体制を整備する。
- ◆ 医療DX業務において国のガバナンスを発揮できるよう、厚生労働大臣が策定する医療情報化推進方針に基づき、中期計画及び年度計画を検討・策定する。
- ◆ 支払基金と国保中央会が実施機関として共同で実施してきた業務について、一元的に意思決定し執行できる体制へ移行するとともに、医療DXを担う人材を確保するため、外部人材の確保や内部人材の育成を図る。

(3) 本部事務所の円滑な移転

- ◆ 本部事務所については、医療DXの業務拡大に的確に対応できるよう、DX支払機構の立ち上げに合わせて新事務所に移転することから、速やかに移転先建物の環境整備工事等に着手する等、円滑な移転に向けて準備を進める。

(4) IT-BCP訓練の実施

- ◆ オンライン資格確認等システム等において、情報セキュリティインシデント又はその可能性を認知した場合には、被害拡大の防止及び復旧に向けた対応が図れるよう、計画的に訓練を実施する。

第2 DX支払機構の円滑な立ち上げと医療DXの本格的な展開

1 DX支払機構の円滑な立ち上げ

(5) 基幹インフラ制度への医療分野の追加

- ◆ 経済安全保障推進法の改正により基幹インフラ制度へ医療分野が追加され、支払基金が特定社会基盤事業者に指定される方向で検討が進んでいることから、電子カルテ情報共有サービス等を特定重要設備とする制度改正の動向を注視しつつ、厚生労働省と連携し、特定社会基盤事業者として必要となる手続や対応の進め方について検討する。

2 診療報酬改定DXの推進

(1) 共通算定モジュールの運用開始

- ◆ 医科・DPCの共通算定モジュールについて、計算機能の品質向上のためのテストや保険医療機関での運用確認及び令和8年度診療報酬改定に対応したプログラム改修を行い、6月から本格運用を開始する。

(2) 請求支援機能の開発の推進

- ◆ 共通算定モジュールの計算結果を活用し、クラウド型レセコンによりレセプト作成等が可能となる請求支援機能について、令和10年7月からの運用開始を目指し、設計・開発を進める。

(3) 地単公費マスターの確実なメンテナンスと地方単独医療費助成事業の受託促進による現物給付化の推進

- ◆ 共通算定モジュールの患者負担金の計算において、国公費マスターと地単公費マスターについて、関係機関と連携の上、収載する情報を整備・公開するとともに、継続的に改善を行う。
- ◆ 地単公費については、都道府県をまたいだ現物給付化の推進やレセプト請求事務の簡素化・標準化の観点から、地方単独医療費助成事業について、国と連携して着実に受託を促進する。

第2 DX支払機構の円滑な立ち上げと医療DXの本格的な展開

3 全国医療情報プラットフォームの構築に向けた取組

(1) 電子カルテ情報共有サービスの全国運用開始

- ◆ 令和7年度のモデル事業において明らかになった課題等に対応した開発を行うとともに、新たなモデル医療機関での検証も行った上で、令和8年度の冬頃を目途に全国での運用を開始する。

(2) 医療DX関連システムとのクラウド間連携開発の取組

- ◆ 改正法における政府の方針を踏まえ、クラウド型電子カルテからオンライン資格確認等システム、電子処方箋管理サービス、電子カルテ情報共有サービス等の医療DX関連のシステム群との接続をクラウド間連携で行うための開発を行う。

(3) PMH医療費助成システム等の移管及びPMH関連システムへの対応

- ◆ 令和9年度から、PMH医療費助成システム及び分野横断共通機能の管理・運用等の業務が移管される予定であることから、厚生労働省及びデジタル庁と連携を図りつつ、移管に向けた準備を進める。
- ◆ 令和8年度から、介護情報基盤、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム等のPMH関連システムの全国的な運用が順次開始されるため、引き続きシステム間の情報連携に必要なPMHキーの発行等を行う。

(4) 電子処方箋管理サービスの開発・運用

- ◆ 医薬品等の誤表示問題への対応として、医薬品の単位（錠数、容量等）が処方意図に沿った内容で登録されるか保険医療機関等で確認するための機能の開発を行う。
- ◆ 追加機能として、電子処方箋等検討ワーキンググループでの議論を踏まえ、薬剤種類数の表示機能の検討・開発を行う。

第2 DX支払機構の円滑な立ち上げと医療DXの本格的な展開

4 医療等情報の二次利用の抜本的強化

(1) レセプトデータ等の研究者等への提供の支援

- ◆ 研究者や地方自治体各々のニーズに応じたNDBデータの情報分析・提供等の支援を行うとともに、改正法に基づき厚生労働大臣が保有する医療・介護関係データベースの仮名化情報について、令和8年度中にNDBの仮名化データセット作成機能及び情報連携基盤との連携機能の開発を行う。
- ◆ 令和8年度から全国的な運用が始まる介護情報基盤及び予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムからのシステム間の情報を連携するためのPMHキーによる照会等に対して、履歴照会・回答システムから連結情報を提供する。
- ◆ 公的機関、研究者等の利用目的に寄り添ったきめ細やかな相談支援を行い、必要な集計を行うこと等でレセプトデータ等の統計情報の提供に積極的に取り組む。

(2) 電子カルテ情報DB（仮称）の構築に向けた準備

- ◆ 令和10年度からの運用開始を目指し、電子カルテ情報共有サービスから情報を抽出し、電子カルテ情報DB（仮称）にデータを連携するための開発を行う。

(3) 保険者のデータヘルスへの貢献

- ◆ 令和7年度実績を基に健康スコアリングレポートを作成するとともに、保険者の効率的・効果的な保健事業の検討や第3期データヘルス計画の中間評価・見直しに向けて、自組合の健康状況等を見える化したデータを作成する。
- ◆ データヘルス・ポータルサイトを通じて中間評価・中間見直しを実施するための手引きを提供する。

(4) 保険者協議会への参加による地域の医療費適正化への具体的な貢献

- ◆ 保険者協議会へ参加することとなった都道府県に対して、データ提供、データ利活用支援やNDB申請支援等、具体的な貢献を行う。未参加の都道府県に対しては、支払基金が有するデータ分析力を活かした取組の提案を通じて、引き続き参加に向けた働きかけを実施する。

第2 DX支払機構の円滑な立ち上げと医療DXの本格的な展開

5 医療DXの基盤となるオンライン資格確認等システム等の安定的な運用

(1) 実施機関の廃止とDX支払機構への権限の一元化

- ◆ 支払基金と国保中央会が実施機関として共同で担っている業務は、DX支払機構に一元化されるため、国保中央会が有する業務ノウハウや知見を継承しつつ、適切に業務が遂行できる体制を構築する。

(2) 安定的な運用に向けたシステム改修等

- ◆ 次世代顔認証付きカードリーダーの販売が順次開始されることから、保険医療機関等への円滑な導入を支援する。
- ◆ 次世代電子証明書の発行に向け、より強固な暗号方式により発行できるよう、共通認証局システムの改修を行う。
- ◆ 医療保険者等向け中間サーバーについては、公共サービスメッシュの機関間情報連携サービスへの移行を検討する対象となっているため、インターフェイスシステムのための移行に向けて開発に着手する。
- ◆ 中間サーバーで使用できない外字がレセコンやマイナポータルにおいて黒丸文字で表示される事象については、保険者等が登録する際に、使用できる文字に置き換えて登録することを支援する等、解消に向けた取組を進める。

(3) 保健医療情報の提供の充実

- ◆ 救急時医療情報閲覧機能について、電子カルテ情報共有サービスで順次共有される予定の情報を、全国での共有開始時期に合わせて追加するための開発を行う。
- ◆ 救急搬送中の患者が到着する前に保険医療機関において医療情報を閲覧する機能については、その機能のあり方に関する厚生労働省の検討を踏まえて、必要な対応を行う。

(4) 医療DXの取組に関する保険医療機関等への支援

- ◆ 電子カルテ情報共有サービスの普及計画を踏まえ、厚生労働省と連携し、電子処方箋、電子カルテ、電子カルテ情報共有サービスの一体的な導入のための更なる導入勧奨等を行う。
- ◆ オンライン資格確認の利用場面の拡大については、引き続き導入促進を図るため、システム整備のための補助金を交付するとともに、各種媒体を活用した導入勧奨を行う。

第3 関係者との信頼に基づく審査支払機能の強化

1 自動遷移ツール事案の再発防止策の定着

- 本部及び地方組織が一体となって再発防止策を迅速かつ着実に進め、令和7年9月の理事会では、監事による検証において初期効果が見られるとされた。
- 令和8年度においては、再発防止策を一層徹底し定着を図るため、年度内で計画的に実施するとともに、その状況を継続的に内部監査及びブロックにおける内部統制において重点的に検証する。

(1) 審査の目標に係る趣旨の周知徹底

- ◆ 審査の目標の趣旨が正しく理解されるよう、まずは地方組織の職員に対して、本部から統一的に説明するとともに、地方組織において職員にその趣旨を十分理解してもらえよう周知し、理解度を的確に把握する。

(2) システム運用上の対策

- ◆ これまで行ったUSBメモリの使用廃止や共有フォルダへのアクセス制御等の対策に加え、職員の審査事務用端末については、令和8年2月に導入したファイルログ監視ソフトにより、不適切な操作が行われていないことを本部において毎日ログ監視する。

(3) 情報セキュリティ及びコンプライアンス意識の徹底

- ◆ 情報セキュリティポリシーを遵守・徹底するための教育・訓練や監査を通じて対策の有効性を高めるとともに、インシデント発生時には迅速に対応できる体制を整え、被害の拡大防止と早期復旧を図る。
- ◆ コンプライアンス意識の向上に向けては、保険者等の関係者から信頼を得ることの重要性や、「悪い情報ほど速やかに報告する」という意識が浸透するよう必要な研修を実施し、これらの意識が徹底されているか把握を行う。

第3 関係者との信頼に基づく審査支払機能の強化

1 自動遷移ツール事案の再発防止策の定着

(4) 組織風土改革の推進

- ◆ 定着した取組は本部管理から地方組織管理へ移行し、各地方組織が実施回数等を定めて確実に実行する。併せて、新たに「1on1」や「業務の振り返り会」で出た業務に関する課題・提案を管理職間で共有・検討し、その結果を職員へ還元する仕組みを構築する。
- ◆ 本部役職員は、地方組織職員との意見交換や対話を継続し、課題や悩みを把握するとともに、「業務フォローアップツール」を積極的に活用して組織運営に反映し、適切なフィードバックを行う。
- ◆ 不適正処理を防止するため、職員の意識向上を目的とした研修を継続的に実施するとともに、事故等が発生した際には実効性の高い改善策を策定し、組織全体で共有する。

(5) 内部統制の実施

- ◆ 各地方組織が実施している審査の目標やコンプライアンスに関する定期的な周知等の独自取組を含め、継続して所内自己点検を実施するとともに、中核審査事務センターに配置しているブロック調整管理役は、ブロック内モニタリングを通じて、その実効性を重点的にチェックし、その状況について直接本部へ情報連携を行う。

(6) 監査の実施

- ◆ 自動遷移ツール事案の再発防止策を総合監査の重点監査項目として継続的に位置付けるとともに、その定着状況やフォローアップ状況を踏まえ、適宜本部関係部室と連携し、業務処理の適正化や地方組織の業務効率化・簡素化に向けた改善点等の提言を行う。
- ◆ 監事監査についても、本部と地方組織の連携と双方向の対話により、現場の課題に即した実効性のある対策が講じられているか、地方組織の自発的な改善意欲が損なわれていないか等について、ヒアリング等を通じて確認する。

第3 関係者との信頼に基づく審査支払機能の強化

2 適正な審査事務・審査の体制の確保

(1) 目視対象レセプト件数に応じた審査事務センター（分室）等の職員の適正配置

- ◆ 紙レセプトの減少等を通じた一連の業務効率化を踏まえ、令和7年6月の事務量調査の結果や、各審査事務センター（分室）の目視対象レセプト件数及び再審査請求件数の状況を考慮し、業務量に見合った職員の適正配置を行う。

(2) 若手職員育成のための人事ローテーションの実施

- ◆ 審査委員や関係団体との信頼関係を構築し得る、次世代の支払基金を牽引する職員を育成するため、各審査委員会事務局において、体系的な研修により審査委員会用務の知識習得等を目的とした人事ローテーションを実施する。

(3) 次期改選に向けた審査委員定数の検討

- ◆ 令和9年6月の審査委員改選に向けて、審査件数の多い都道府県の負担軽減を図るため、それぞれの審査委員会における運用状況や審査体制を把握し、審査委員定数の検討を行う。

(4) 調剤レセプト審査の平準化と審査委員定数の検討

- ◆ 調剤担当の審査委員については、審査手法等の統一による平準化の状況を踏まえ、実際の審査件数等に見合う審査体制の在り方を検討する。

(5) 再審査事務の効率化と適正化に向けた取組

- ◆ 再審査事務処理の効率化に向け、定型文の活用等に取り組むほか、審査システム更改に合わせて業務改善を実施する。さらに、保険者等に対し、再審査請求の具体的な理由の記載を依頼する等の働きかけを行う。

(6) 適正なレセプト提出に向けた支援等

- ◆ 令和8年度診療報酬改定に伴い、特に算定ルールの誤りについては、速やかに文書連絡及び電話連絡により改善要請を行い、未改善の保険医療機関等に対しては訪問懇談等を通じて適正なレセプト提出に向けた支援を実施する。

第3 関係者との信頼に基づく審査支払機能の強化

3 審査実績の着実な向上に向けた取組

(1) 審査事務における審査の目標等と行動計画の策定及び確実な実行

審査実績の向上基調を堅持するため、ブロック幹部会議において審査の目標に係る実績の要因分析及び対応策の検討を行う等、本部と地方組織が一体となった取組を推進する。併せて、本部において、「原審査の質の指標」を設定し、原審査査定や再審査査定の状況を総合的・多角的に分析して可視化するとともに、地方組織と共有する。

●審査事務センター（分室）の目標

原審査においては、疑義付箋の貼付やコンピュータチェックが貼付された項目を確実に確認し、再審査においては、再々審査に持ち込まないよう1回目の再審査請求において確実な審査事務を実施する。

区分	令和8年度	令和7年度からの変更点
原審査	【目標1】 目視レセプト請求1万点当たり独自疑義付箋契機の前審査査 定点数	◇変更なし
	【目標2】 原審査目視レセプト請求1万点当たり原審査時CC解除分の再 審査査定点数	◇全国平均実績の半減を目標とするが、実績が良い都道府県 は実績値の維持、全国平均実績に届いていない都道府県は都 道府県実績の半減を目標とする 【実績が良い都道府県は参考指標（原審査時CC疑義変換分箇所数に占める 原審査査定箇所数割合）を追加設定】 ※安易な疑義変換の抑止及び職員の医学的知識の更なる向上のため、CC疑 義変換分がどの程度査定につながったのかを測る。
再審査	【目標3】 原審査請求100万点当たり再々審査査定点数 (電子レセプト請求分) 半減	◇変更なし
参考 指標	職員1人当たり月1回以上の連携を実施（併設審査委員会の 審査委員についてはできる限り対面で実施）	◇変更なし

第3 関係者との信頼に基づく審査支払機能の強化

● 審査委員会事務局の目標

審査事務センター（分室）の職員により疑義付箋が貼付されたレセプトをはじめ、目視対象に振り分けられたレセプトの審査が原審査において確実に実施されるよう、審査委員を補助する。

区分	令和8年度	令和7年度からの変更点
原審査	【目標1】 原審査カバー率 ⇒ 基準値（平均－1標準偏差）以上を確保 【目標2】 原審査目視対象レセプト請求1万点当たり原審査時疑義付箋貼付分の再審査査定点数 半減	◇対象となる期間を変更 ※対象となる原審査期間が古く、取組の成果が出るまで時間がかかってきたことから、年度内の取組が年度内の実績に反映されるよう設定 ◇全国実績における増加の一因が横覧等の増加であることから、原審査で判断できない横覧等を除いた目標とする
再審査	—	—
参考指標		(削除)

● 原審査の質の指標

本部においては、目視対象・目視対象外を問わずコンピュータチェックがなく査定された医薬品・診療行為等について分析し、査定に結び付く可能性が高い条件に基づくコンピュータチェックを設定する取組を強化する。

地方組織は、目視対象レセプトにおいて、再審査査定が増加している医薬品・診療行為等について抽出等を行い、的確な審査事務に努める。

区分	令和8年度	令和7年度からの変更点
原審査の質の指標	原審査査定実績と再審査査定実績の差の推移を点数と件数の両面から分析	◇令和8年度の新しい取組 ※分析に当たっては ・原審査査定、再審査査定そのものの状況の推移も含めて総合的・多角的に見る ・再審査処理件数、再審査処理件数に占める再審査査定件数割合、再審査査定点数も併せて見る

第3 関係者との信頼に基づく審査支払機能の強化

3 審査実績の着実な向上に向けた取組

(2) 審査の差異事例の検討・統一化

- ◆ 職員によるレセプト交換については、引き続き病院に限定して実施し、毎月のブロック幹部会議において、診療科別WGでの検討状況等を本部が検証の上、効果的な取組について全国共有を図る。
- ◆ 令和8年度は、審査事務集約前の支部取決事項の検討により全国統一した取決について、診療報酬改定や医療の現状を踏まえた見直しを行う。

(3) 審査の差異の可視化レポートの実施

- ◆ 審査の一般的な取扱い及び多くのコンピュータチェック付箋が付く事例について審査の差異の可視化レポートを実施することに加え、新たなレポートとして令和8年度も引き続き審査の差異の可視化レポートの基準に該当する事例から順次検証前レポート及び検証後レポートを実施する。

(4) 国保連との審査基準の統一

- ◆ ブロックで統一した審査基準について、都道府県レベルでの国保連との打合せ会等において、ブロック内の都道府県国保連へ積極的に情報提供を行う。
- ◆ 新たに設定したコンピュータチェック項目等については、引き続き国保中央会と連携の上、順次統一を図る。
- ◆ 令和7年度に併任審査委員に対して行った、併任以外の差異解消の取組に関するヒアリングを踏まえ、各都道府県における両機関の打合せの在り方等について、国保連との間で検討を行う。

第3 関係者との信頼に基づく審査支払機能の強化

3 審査実績の着実な向上に向けた取組

(5) 統一的なコンピュータチェックルールの設定

- ◆ 統一的・客観的なコンピュータチェックを更に拡充するため、目視対象・目視対象外を問わず、コンピュータチェックがなく査定された箇所が1年間（令和6年12月～令和7年11月）で800を超え、かつ該当都道府県が30を超える医薬品・診療行為等115を目安に分析し、審査事務に与える影響等を勘案した上で、査定に結び付く可能性が高い条件に基づくコンピュータチェックを設定する取組を強化する。
- ◆ 令和8年度診療報酬改定等に伴い新たに設定した事例等を10月に更新し、未公開の事例について、関係団体と調整した上で、令和9年3月に全てのコンピュータチェックの公開を行う。

(6) 審査支払システムの診療報酬改定への対応

- ◆ 外部へ公表する仕様に基づいた対応を含むオンライン請求システムや審査支払システム等の改修を行うとともに、適宜、請求に留意すべき事項を保険医療機関等に情報提供し、電子レセプトの受入テストを実施する。

4 新たな審査支払システムの開発

(1) 国保との共同利用に対応した審査システムの開発

- ◆ 令和7年9月の「審査支払システムの共同開発の基本方針」に基づき、令和12年1月の新システムへの移行を目指し、審査システムのモダン化に対応した審査システムの更改を進めるため、令和8年度においては、審査画面領域とレセプトデータ管理領域の設計・開発について調達を行い、設計・開発に着手する。

(2) AIの更なる活用の検討

- ◆ 人による審査を効率的に実施するため、AIによるレセプト振分の精度向上等、最適なAI機能の導入に向け、令和7年9月の「審査支払システムの共同開発の基本方針」に基づき調査・研究を進める。

第4 医療DXと審査支払の両方を担う組織基盤の強化

1 持続可能な人事戦略の推進

(1) 将来を見据えた組織体制と人員配置の検討

- ◆ 持続可能な組織体制を構築するため、優秀な職員に積極的に昇格機会を提供し、次世代リーダーとしての自覚とスキルを早期に醸成する。また、ベテラン職員が持つ知見やノウハウを確実に次世代へ継承するとともに、継続雇用職員の採用拡大等を通じて経験豊かな職員の知見を活かし、組織力の維持を図る。

(2) 医療DXを担う専門人材の採用強化

- ◆ 新卒採用においては、情報処理を学んでいる学生等をデータヘルス枠で積極的に採用するとともに、経験者採用においては、システム開発・運用経験を有する人材や高いITスキルを有する人材等を積極的に採用する。

(3) 高等学校卒業者及び社会人等の多様な人材の採用

- ◆ 高等学校卒業者については、安定的な採用ルートを確保し、採用の拡大につなげるとともに、社会人採用により30代から40代前半の手薄な年齢層の重点的な補充を行う等、多様なルートで戦略的な採用を行う。

2 働きがいのある勤務環境の整備

(1) エンゲージメントを高める取組

- ◆ エンゲージメント調査を実施し、既存の勤務制度等の見直しの検討や多様な働き方の実現、働きやすい職場環境の整備を進める。

第4 医療DXと審査支払の両方を担う組織基盤の強化

2 働きがいのある勤務環境の整備

(2) キャリアパス制度の拡充及び人材育成の推進

- ◆ キャリアパス制度の拡充については、身近なロールモデルを増やし意欲的な自己研鑽を促す環境を整えるため、エキスパートの要件を見直す。
- ◆ 職員の育成に関しては、キャリアパスに必要な知識・経験を習得できるよう、各コースに応じた実践的な研修を実施するとともに、地方組織や本部との人事ローテーションを実施する。
- ◆ 管理職については、組織の課題解決に向けたマネジメント力を発揮し、具体的な解決策の提示や進捗管理を徹底できるよう、研修内容の一層の充実を図る。

(3) 新たな人事評価制度の運用

- ◆ 運用初年度の反省点や運用実績を踏まえ、評価者への情報提供、面談プロセスの改善、ブロック間の調整の不均衡の是正等、運用方法を継続的に見直し・充実させる。

(4) 職員による在宅審査事務の更なる推進に向けた検討

- ◆ 更に多様な働き方の取組を推進するため、紙レセプトの減少に伴う業務処理日程の変更に応じた在宅勤務日数や対象者の拡大等、職員のニーズを踏まえ、制度の拡充を図る。

(5) ハラスメント防止に向けた取組強化

- ◆ ハラスメント等を早期発見・是正し未然防止を図るため、全職員を対象としたハラスメントに関する理解度の把握及びアンケート調査並びに役職や勤続年数に応じた階層別のハラスメント研修を実施する。

第4 医療DXと審査支払の両方を担う組織基盤の強化

2 働きがいのある勤務環境の整備

(6) 障害者の職場定着支援

- ◆ 各地方組織に障害者職業生活相談員を配置し、障害者や周りの職員からの相談に対して地方組織内で対応するとともに、本部において地方組織内の障害者の状況を把握し、必要な包括的支援を行う。

(7) 女性活躍推進及び次世代育成支援対策推進の取組

- ◆ 「一人一人がワーク・ライフで輝ける行動計画」について、令和8年度から令和12年度までの5年間の計画を策定し、①管理職の女性割合20%以上、②男性の育児休業取得率100%及び取得期間30日以上、③管理職の月平均所定外労働45時間未満を目標として掲げ、組織全体で着実に取り組む。

3 中期的に安定的な財政運営

(1) 処理コストに応じた新たな手数料体系の導入に向けた検討

- ◆ 令和8年度からの導入を延期した処理コストに応じた新しい手数料体系について、可能な限り早く導入できるよう、中期財政運営検討委員会の場合等において検討を進める。

(2) 保有資産活用基本方針に基づく事務所移転売却計画等の実施

- ◆ 事務所移転売却計画に掲げる関東審査事務センター・東京審査委員会事務局の再開発事業に伴う移転については、令和10年度下期以降に事務所の明け渡しが見込まれることから、移転費用の財源確保の観点も踏まえ、再開発後の建物において取得する床（権利床）の活用方法について検討する。
- ◆ 大規模修繕計画に基づき、2事務所において屋上防水・外壁等の修繕を実施する。

第5 その他の業務運営に向けた取組

1 保険者等との財政調整等に関する業務

- ◆ 令和8年度から子ども・子育て支援納付金を保険者等から徴収し、国へ納付等する業務を実施するとともに、令和9年2月に子ども・子育て支援金制度関係業務システムに係る精算機能のリリースに向けた開発・改修を行う。
- ◆ 改正法に基づき、重点医師偏在対策支援区域の医療機関に派遣される医師等に対し都道府県が手当を交付する事業について、医師手当拠出金の徴収及び交付業務を令和10年度から開始できるようシステム開発・改修を行う。

2 災害発生時の事業の継続に関する取組

- ◆ 令和7年度に実施した訓練を通じて判明した課題について、地方組織の事業継続計画（BCP）の見直しを中心に、適切な改善を図り、令和8年度以降も事業継続計画（BCP）に基づき、南海トラフ（東側）地震等の大規模災害を想定した災害対策本部設置訓練を毎年度実施し、事業継続計画（BCP）の更なる充実・強化を図る。